

## 幼児教育・保育の無償化の対象者と対象施設

### ●共働き世帯等（保育の必要性あり）

※○は無償、×は有償、斜線部は利用不可。

区分	保育所 認定こども園（保育） 地域型保育事業	認定こども園（教育）・新制度幼稚園		新制度未移行幼稚園		認可外保育施設等 （一時保育等含む。）	児童発達支援
		保育料	預かり保育料	保育料	預かり保育料		
3～5歳児 （満3歳に達する日以後の最初の 4月1日から小学校就学まで）	○	○	○ （上限11,300円）	○ （上限25,700円）	○ （上限11,300円）	○ （上限37,000円）	○
市民税課税世帯の 満3歳児 （満3歳に達する日から同日以後 の最初の3月31日まで）	×	○	×	○ （上限25,700円）	×	×	×
市民税非課税世帯の 満3歳児	○	○	○ （上限16,300円）	○ （上限25,700円）	○ （上限16,300円）	○ （上限42,000円）	○
市民税非課税世帯の 0～2歳児	○	/	/	/	/	○ （上限42,000円）	○

### ●共働きでない世帯等（保育の必要性なし）

※○は無償、×は有償、斜線部は利用不可。

区分	保育所 認定こども園（保育） 地域型保育事業	認定こども園（教育）・新制度幼稚園		新制度未移行幼稚園		認可外保育施設等 （一時保育等含む。）	児童発達支援
		保育料	預かり保育料	保育料	預かり保育料		
3～5歳児 （満3歳に達する日から 小学校就学まで）	/	○	×	○ （上限25,700円）	×	×	○

※児童発達支援に係る満3歳児（満3歳に達する日から同日以後の最初の3月31日までの児童に限る。）については、市民税非課税世帯のみ無償。

### ●無償化を受けるための手続き

無償化を受けるための 手続きの要否	不要	不要	申請が必要	申請が必要	申請が必要	申請が必要	不要
----------------------	----	----	-------	-------	-------	-------	----